

恵生生第176号  
令和2年9月10日

町内会長・自治会長 各位

恵庭市長 原 田 裕  
( 公印省略 )

### 町内会館のカラオケ利用に関する留意事項について

日頃より、市政各般に亘りご理解とご協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に関して、ガイドラインに基づいて公共施設等の利用の制限も徐々に緩和されている段階にあります。

カラオケ利用につきまして社会教育施設（市民会館、地区会館等）において活動制限に変更がありましたので、町内会館における利用も同様の扱いとし、9月14日（月）より利用を再開します。

下記の条件を満たしたうえで活動していただきますようお願いいたします。

#### 記

##### 【カラオケでの利用条件】

- ① 歌い手並びに聞き手はマスクまたはフェイスシールド等（利用者にて用意）を着用する。
- ② 歌い手と聞き手の間は最低2m空けると共にビニール等で遮断する。
- ③ 連続した活動時間は30分以内とし5分以上の換気を行う。
- ④ 同時に複数人での歌唱は行わない。応援は大声を出さずに拍手にて行う。
- ⑤ 歌う前にマイク・リモコン・モニターを消毒し、歌い手が代わる毎にマイク等の消毒を行う。
- ⑥ カラオケ等のガイドラインに基づいた活動内容を考慮し利用する。

##### 【問い合わせ先】

〒061-1498 恵庭市京町1番地  
市民生活課 中井、赤川  
TEL:33-3131(内線1185)